

2018 年度規制改革要望（抜粋）

現行の本社一括届出の方法では、本社を含む事業場の数に応じた 36 協定を作成し、届出事業場一覧を付した上で提出することが必要となっている。

当該手続き（必要な資料の部数）を簡略化し、本社ならびに労働組合本部で締結した 36 協定（1 通のみ）を本社を管轄する労働基準監督署に一括して提出することで、同一内容の 36 協定を締結している全事業所に協定内容が適用されることを認めるべきである。

また、36 協定だけでなく就業規則においても同様の対応を求める。